

「適正規模・適正配置」、「複式学級」、「小中一貫教育」等について
(意見交換会等で出たキーワードの意味・概要)

1 適正規模・適正配置

(1) 文部科学省 学校規模の標準(下表)

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き(以下「手引」に省略) P5以降 要約版」で、「特別の事情があるときはこの限りでない」と弾力的な取扱いをしている。

少子化が急激に進行するなか、義務教育の機会均等や水準の維持向上の観点を踏まえ、学校規模に係る諸問題への対応について、学校設置者である市町村が、地域の実情に応じた最適な学校教育の在り方や学校規模を主体的に検討することが求められている。

※学級数の多寡によるメリット・デメリットは、手引要約版 本資料 P6以降参照

	小学校	中学校
学級数の標準	おおむね12学級から18学級まで 小学校(各学年2～3学級) 中学校(各学年4～5学級)	
通学距離	おおむね4km以内	おおむね6km以内
通学時間	おおむね1時間以内としている学校が9割	

【根拠法令】学級数：「学校教育法施行規則」第41条、79条
「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」第4条1項1号
通学距離：「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」第4条1項2号
通学時間：通学条件の基準調査より

(2) 山形県の実施 さんさんプラン(下表)

県独自の少人数学級制度。国の基準は小学校で1学級35人に移行中。それに合わせてさんさんプランによる1学級の人数も段階的に35人に移行。中学校は40人。

	小学校1年～5年	小学校6年～中学生
1学級	35人まで	40人まで
2学級	36人から66人まで	41人から66人まで
3学級	67人から99人まで	
4学級	100人から132人まで	
5学級	133人から165人まで	

2 複式学級

児童が少ないために1つの学年の児童だけで学級を編成できない場合、隣接もしくは離れた学年の2以上の学年によって構成されている学級のこと。異なる学年が同じ教室で授業を受けるため、一方の学年が先生から直接指導を受けている間、一方の学年は課題学習を行う。

※複式学級による課題は、手引要約版 本資料 P7以降参照

小学校	中学校
☐ 2つの学年の児童数 16人まで ☒ 小学校1年生が含まれる場合 2つの学年で 8人まで	☐ 2つの学年の生徒数 8人まで

3 学校規模の分類

(1) 国の分類

	過小規模校	小規模校	適正規模校 (標準規模)	大規模校	過大規模校
普通学級数	小学校 1～5 中学校 1～2	小学校 6～11 中学校 3～11	12～18	19～30	31 学級以上

※文部科学省「公立小・中学校の国庫負担事業認定申請の手引き」から引用

(2) 上山市の状況

令和 6 年現在の適正規模校は、上山小学校、南小学校のみ。10 年後の令和 16 年度は南小学校のみとなる。中学校については、小規模校の状況が続く見込み。

中学校で教科担任による学習指導を行うための 9 学級以上を維持できるのは、南中学校で令和 12 年度（6 年後）まで、北中学校で令和 8 年度（2 年後）までの見込み

学校名	令和 6 年度（現在）			令和 16 年度（10 年後）		
	児童生徒数	普通学級数	規模分類	児童生徒数	普通学級数	規模分類
上山小学校	336 人	13 学級	適正規模	236 人	11 学級	小規模
南小学校	537 人	18 学級		301 人	12 学級	適正規模
宮川小学校	91 人	6 学級	小規模	40 人	4 学級（複式）	過小規模
中川小学校	60 人	5 学級（複式）	過小規模	24 人	3 学級（複式）	過小規模
南中学校	295 人	10 学級	小規模	178 人	6 学級	小規模
北中学校	235 人	9 学級		150 人	6 学級	
宮川中学校	39 人	3 学級		25 人	3 学級	

学校名	令和 21 年度（15 年後）			令和 26 年度（20 年後）		
	児童生徒数	普通学級数	規模分類	児童生徒数	普通学級数	規模分類
上山小学校	208 人	7 学級	小規模	179 人	6 学級	小規模
南小学校	277 人	12 学級	適正規模	239 人	12 学級	適正規模
宮川小学校	34 人	4 学級（複式）	過小規模	30 人	4 学級（複式）	過小規模
中川小学校	24 人	3 学級（複式）		21 人	3 学級（複式）	
南中学校	152 人	6 学級	小規模	137 人	6 学級	小規模
北中学校	127 人	6 学級		114 人	3 学級	
宮川中学校	20 人	3 学級		17 人	3 学級	

標準規模以外の大規模校及び小規模校には、それぞれ次のような特性がある。

○小規模校の特性

- ・児童・生徒一人ひとりに目が行き届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。
- ・集団の中で、多様な考えに触れたり切磋琢磨したりする機会が少なくなりやすい。
- ・人間関係が深まりやすくなる反面、固定化しやすくなる傾向がある。
- ・特に中学校においては、配当される教職員数が少ないため、教科等におけるバランスのとれた配置が難しくなる。

○大規模校の特性

- ・多種多様な集団の中で、人間関係が豊かになる。
- ・活気ある学校経営を行うことができる。
- ・教室の確保や体育館、校庭などの施設面に余裕がなくなる。
- ・特別教室の使用頻度など、教育活動に制約を生じる場合があり、一人ひとりの活動の機会が少くなりやすい。

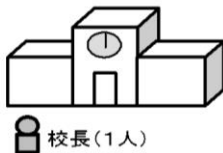
4 小中一貫教育について

(1) 学校形態について

① 義務教育学校

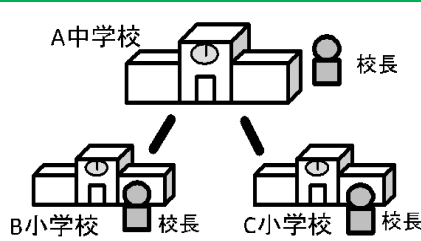
・新たな学校種(一つの学校)
⇒一人の校長、
一つの教職員組織

修業年限:9年
(前期課程6年+後期課程3年)



校長(1人)

② 併設型小学校・中学校
(小中一貫型小学校・中学校)



組織上独立した小
学校及び中学校が
一貫した教育を施
す形態

⇒それぞれの学校
にそれぞれの校長・
教職員組織

※一貫教育にふさわしい運営体制の整
備が要件

例・総合調整を担う校長を定める
・学校運営協議会の合同設置
・校長等を併任

	① 義務教育学校	② 併設型小学校・中学校 (小中一貫型小学校・中学校)
設置者	—	同一の設置者
修業年限	9年(前期課程6年+後期課程3年)	小学校6年、中学校3年
組織・運営	一人の校長、一つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織 小学校と中学校における教育を一貫して施 すためにふさわしい運営の仕組みを整える ことが要件 ① 関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学 校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教 育委員会から委任する ② 学校運営協議会を関係校に合同で設置し、一体的 な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する 手続を明確にする ③ 一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学 校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる
免許	原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※ 当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状 で後期課程の指導が可能	所属する学校の免許状を 保有していること
教育課程	・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成	
教育課程の特例	一貫校育に必要な独自教科の設定、指導内容の入替え・移行が可能	
施設形態	施設一体型・施設隣接型・施設分離型	
設置基準	前期課程は小学校設置基準、 後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、 中学校には中学校設置基準を適用
標準規模	18学級以上27学級以下	小学校、中学校それぞれ 12学級以上18学級以下
通学距離	おおむね6km以内	小学校はおおむね4km以内 中学校はおおむね6km以内
設置手続き	市町村の条例	市町村教育委員会の規則等

※文部科学省「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引き」より抜粋

※この他に、設置者が異なる小中一貫型小学校・中学校として「連携型小学校・中学校」が
あります。

(2) 各制度の特徴

① 義務教育学校

新たな学校の仕組みで、小学校と中学校を1つの学校とした9年間の学校

<カリキュラム>

- ・前期課程：1～6年生（小学校の内容に沿った教育）
- ・後期課程：7～9年生（中学校の内容に沿った教育）

<特徴>

- 授業において小中学校教員が相互に行き来することができる。
- 長期的なスパンでの教育内容や指導体制での、柔軟なカリキュラムの編制ができる。
- 幅広い年齢層におけるコミュニケーション力の向上が図れる。
- 中学校への進学に不安を覚える児童の減少が見込める。
- 中1ギャップの緩和や解消が見込める。
- ▲9年間同じ学校でほぼ同じメンバーで過ごすため、人間関係が固定化しやすく合わなかった場合に環境を変えにくい。
- ▲義務教育学校では、小1～中3までの児童生徒がいるので、最上級生が低学年児童に及ぼす影響に配慮が必要となる。

② 併設型小学校・中学校小中一貫型小学校・中学校

各学校に校長がいる組織上別々の小学校（6年）・中学校（3年）が、一貫した教育を行う学校

<カリキュラム>

小学校と中学校が目指す子ども像を共有し、9年間を通じたカリキュラムを編成して系統的な教育を目指す。

<特徴>

- 9年間を見越した教育内容での、柔軟なカリキュラムの編制ができる。
- 中学校への進学に不安を覚える児童の減少が見込める。
- 中1ギャップの緩和や解消が見込める。
- ▲9年間同じ学校でほぼ同じメンバーで過ごすため、人間関係が固定化しやすく合わなかった場合に環境を変えにくい。

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き 要約版

～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～

(文部科学省 平成 27 年 1 月 27 日)

P5 以降は、当日、要点を絞って説明します。事前確認をお願いします。

学校規模適正化の背景

1 学校規模の適正化が課題となる背景

- 児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ
⇒ 小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましい。
- 各市町村においては、こうした標準や通達、手引を参考としながら、それぞれの地域の実情に応じて、学校規模の適正化を検討。
⇒ 5学級以下の小規模校は減少、標準規模の学校は増加傾向（全国で統廃合が進んでいる）
- 少子化の進展等の状況変化
※記載割愛 本市の状況は 第1回検討委員会資料7・資料8参照
- 地域コミュニティの衰退、三世帯同居の減少、共働き世帯や一人親世帯の増加、世帯当たりの子どもの数の減少といった様々な背景の中で、家庭や地域における子どもの社会性育成機能が弱まっている。
⇒ 学校が小規模であることに伴う課題（社会性・協調性の育成等）が、かつてよりも一層顕在化している。
- 交通機関の通学への活用増加（スクールバス、路線バス、コミュニティバス等）

2 学校規模の適正化に関する基本的な考え方

○ 教育的な観点

＜義務教育段階の学校の目的＞

児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うこと。

＜目的達成のために＞

学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要。

そうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましい。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要。

＜適正化の検討にあたり＞

様々な要素が絡む困難な課題だが、あくまで、児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に捉え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために適正化を検討。

○ 地域コミュニティの核としての性格への配慮

学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子どもの保護者の意見を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得る。

3 地理的要因や地域事情による小規模校の存続（小規模校を存続する場合）

- 山間へき地、離島といった地理的な要因や、過疎地など学校が地域コミュニティの存続に決定的な役割を果たしている等の様々な地域事情により、小規模校を存続する場合、学校が小規模であることのメリットを最大化し、デメリットを最小化する工夫を計画的に講じることが必要

適正規模・適正配置について

1 学校規模の適正化

（１）検討の際に考慮すべき視点

- 標準は「12 学級以上 18 学級以下」であるが「特別の事情がある時はこの限りではない」という弾力的なものとなっていることに留意
- 具体的にどのような教育上の課題があるかを各市町村で考える必要
- 学級数に加え、1 学級・学校全体の人数、将来の推計を総合的に検討が必要

（２）学級数に関する視点（基本的視点）

○ 学級数が少ないことによる学校運営上の課題（デメリット）

- ① クラス替えが全部又は一部の学年でできない。
- ② クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない。
- ③ 加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい。
- ④ クラブ活動や部活動の種類が限定される。
- ⑤ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる。
- ⑥ 男女比の偏りが生じやすい。
- ⑦ 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる。
- ⑧ 体育科の球技や音楽家の合唱・合奏のような集団学習に実施に制約が生じる。
- ⑨ 班活動やグループ分けに制約が生じる。
- ⑩ 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる。
- ⑪ 教科等が得意な子どもの考えにクラス全体が引っ張られがちになる。
- ⑫ 生徒指導上課題がある子どもの問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける。
- ⑬ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる。
- ⑭ 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる。

○複式学級の課題（デメリット）

- ① 教員に特別な技術指導が求められる。
- ② 複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うため、教員の負担が大きい。
- ③ 単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じる恐れがある。
- ④ 実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる。
- ⑤ 兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生じる可能性がある。

○複数の学級編成ができる場合の利点（メリット）

- ① 児童生徒同士の人間関係や児童生徒と教員の人間関係に配慮した学級編成ができる。
- ② 児童生徒を多様な意見に触れさせることができる。
- ③ 新たに人間関係を構築する力を身に付けさせることができる。
- ④ クラス替えを契機として児童生徒が意欲を新たにすることができる。
- ⑤ 学級同士が切磋琢磨する環境を作ることができる。
- ⑥ 学級の枠を超えた習熟度別指導や学年内での教員の役割分担による専科指導等の多様な指導形態をとることができる。
- ⑦ 指導上課題のある児童生徒を各学級に分けることにより、きめ細かな指導が可能となる。

○教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題（デメリット）

- ① 経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを活かした指導に充実が困難となる。
- ② 教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学級経営が不安定になったりする可能性がある。
- ③ 児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる。
- ④ ティーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる。
- ⑤ 教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない。
- ⑥ 学年によって学級数や学級当たりの人数が大きく異なる場合、教員間に負担の大きな不均衡が生じる。
- ⑦ 平日の校内研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる。
- ⑧ 教員同士が切磋琢磨する環境が作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい（学年会や教科会等が成立しない）。
- ⑨ 学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある。
- ⑩ 免許外指導の教科が生まれる可能性がある。
- ⑪ クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる。

○ 学校運営上の課題（P5）が児童生徒に与える影響（デメリット）

- ① 集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい。
- ② 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい。
- ③ 協働的な学びの実現が困難となる。
- ④ 教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある。
- ⑤ 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい。
- ⑥ 教員への依存心が強まる可能性がある。
- ⑦ 進学等の際に大きな集団への適応に困難をきたす可能性がある。
- ⑧ 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい。
- ⑨ 多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい。

○ 以上を踏まえた、望ましい学級数の考え方

- ① 全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するために

小学校：1学年に2学級以上（全体で12学級以上）

- ② 全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するために

中学校：1学年に2学級以上（全体で6学級以上）

免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行うために

中学校：1学年に3学級以上（全体で9学級以上）

（3）学級の児童生徒数及び学校全体の児童生徒数（併せて考慮すべき視点）

○ 学級における児童生徒数が極端に少なくなった場合の課題（デメリット）

- ① 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる。
- ② クラス内で男女比の偏りが生じやすい。
- ③ 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習に実施に制約が生じる。
- ④ 班活動やグループ分けに制約が生じる。
- ⑤ 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる。
- ⑥ 教科等が得意な子どもの考えにクラス全体が引っ張られがちとなる。
- ⑦ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる。
- ⑧ 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる。

○ 学校全体の児童生徒数が極端に少なくなった場合の課題（デメリット）

- ① クラブ活動や部活動の種類が限定される。
- ② 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる。
- ③ 学校全体として男女比の偏りが生じやすい。
- ④ 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる。

（４）大規模校及び過大規模校について

○ 大規模校及び過大規模校の課題（デメリット）

- ① 学校行事等において、係や役割分担のない子どもが現れる可能性があるなど、一人ひとりが活躍する場や機会が少なくなる場合がある。
- ② 集団生活においても同学年の結び付きが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくくなる場合がある。
- ③ 同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、児童生徒間の人間関係が希薄化する場合がある。
- ④ 教員集団として、児童生徒一人ひとりの個性や行動を把握し、きめ細かな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい場合がある。
- ⑤ 児童生徒一人当たりの校舎面積、運動場面積等が著しく狭くなった場合、教育活動の展開に支障が生じる場合がある。
- ⑥ 特別教室や体育館、プール等の利用に当たって授業の割り当てや調整が難しくなる場合がある。
- ⑦ 学校運営全般にわたり、校長が一体的なマネジメントを行ったり、教職員が十分な共通理解を図ったりする上で支障が生じる場合がある。

2 学校の適正配置（通学条件）

（１）通学距離による考え方

- 小学校：おおむね4km以内、中学校：おおむね6km以内 が目安
（スクールバス導入時は、この限りではない）

（２）通学時間による考え方

- おおむね1時間以内
（長時間通学によるデメリットの解消に努めること）

（３）各地域における主体的検討の重要性

- 通学距離や通学時間についても機械的に本手引の考え方を適用することは適当ではない。児童生徒の発達段階、保護者のニーズ、通学路の安全確保、道路整備や交通手段の状況、気象条件、学校統合によって生じる様々なメリット、通学時間が長くなることによるデメリットを緩和したり、解消したりする方策の可能性、その際の学校・家庭・地域・行政の役割分担の在り方などの観点を全体的に勘案して、総合的な教育条件の向上に資する形で、通学距離や通学時間の目安を定め、学校の適正配置の検討を行う必要がある。